

羽村市史編さん委員会委員委嘱状交付
及び第 5 回羽村市史編さん委員会次第

平成 28 年 9 月 30 日（金）
午後 7 時～
羽村市役所 301・302 会議室

1 委嘱状交付

(1) 羽村市史編さん委員会第 2 期委嘱状交付

(2) 市長あいさつ

2 市史編さん委員会

(1) 平成 28 年度上半期の事業の進捗状況について 【資料 4】

(2) 平成 28 年度下半期の事業計画について 【資料 4】

(3) 『羽村市史』資料編について 【資料 5 - 1】～【資料 5 - 6】

(4) 平成 28 年度羽村市史関連講座の実施について 【資料 6】

(5) その他

次回会議予定

平成 29 年 2 月上旬

<配布資料>

第5回羽村市史編さん委員会 次第

席次表

【資料1】 羽村市史編さん委員会設置要綱

【資料2】 羽村市史編さん委員会委員等名簿

【資料3-1】 羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準

【資料3-2】 羽村市史編さん委員会の傍聴に関する定め

【資料4】 平成28年度上半期事業実績及び下半期事業計画

【資料5-1】 刊行スケジュール

【資料5-2】 資料編体裁案

【資料5-3】 近隣市資料編参考資料

【資料5-4】 近隣市目次建て参考資料

【資料5-5】 『羽村市史 資料編 中世』構成案

【資料5-6】 『羽村市史 資料編 近現代図録』構成案

【資料6】 平成28年度羽村市史関連講座について

羽村市史編さんだより「伸びゆくはむら」第5号・第6号

席次 (301・302会議室)

H28.9.30 羽村市史編さん委員会委員委嘱状交付

市長
並木 心

ドア

市史編さん委員
教育委員会委員
島田哲一郎 氏

市史編さん委員
文化財保護審議会会長
白井裕泰 氏

市史編さん委員
農業委員会会長
宮川 修 氏

市史編さん委員
商工会会長
増田一仁 氏

市史編さん委員
町内会連合会長
和田 豊 氏

市史編さん委員会
顧問
櫻沢一昭 氏

市史編さん委員
第1部会長
深澤靖幸 氏

市史編さん委員
第2部会長
白井哲哉 氏

市史編さん委員
第3部会長
浜田弘明 氏

市史編さん委員
第4部会長
白井正明 氏

市史編さん委員
第5部会長
菊池健策 氏

ドア

事務局

席次 (301・302会議室)

H28.9.30 第5回羽村市史編さん委員会

市史編さん委員会
委員長
第3部会長
浜田弘明 氏

市史編さん委員会
副委員長
教育委員会委員
島田哲一郎 氏

ドア

市史編さん委員
文化財保護審議会会長
白井裕泰 氏

市史編さん委員
農業委員会会長
宮川 修 氏

市史編さん委員
商工会会長
増田一仁 氏

市史編さん委員
町内会連合会長
和田 豊 氏

市史編さん委員会
顧問
櫻沢一昭 氏

市史編さん委員
第1部会長
深澤靖幸 氏

市史編さん委員
第2部会長
白井哲哉 氏

市史編さん委員
第4部会長
白井正明 氏

市史編さん委員
第5部会長
菊池健策 氏

ドア

事務局

傍聴席

羽村市史編さん委員会設置要綱

(設置)

第1条 羽村市史（以下「市史」という。）編さん事業を円滑かつ効率的に推進するため、羽村市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市史編さんに係る次の事項を所掌する。

- (1) 市史の監修に関すること。
- (2) 市史の構成及び編集に関すること。
- (3) 市史編さん本部への意見具申に関すること。
- (4) その他市史編さんに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 羽村市教育委員会委員 1人
- (3) 羽村市文化財保護審議会委員 1人
- (4) 羽村市農業委員会委員 1人
- (5) 羽村市商工会を代表する者 1人
- (6) 羽村市町内会連合会を代表する者 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合は、速やかに後任者を補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(顧問)

第7条 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、市史編さん事業に関し必要な助言を行うことができる。

3 顧問は、羽村市の歴史と文化に造詣が深く、市史編さんに関し見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 顧問の任期は、市長が別に定める。

(意見聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会の設置)

第9条 委員会に部会を置く。

2 部会は、市史編さんに係る次の事項を所掌する。

(1) 市史の編集に関すること。

(2) 市史編さんに必要な資料の調査、収集及び整理に関すること。

(3) 市史の執筆に関すること。

(部会の構成)

第10条 部会の構成は、次のとおりとする。

(1) 羽村市の原始・古代・中世を担当する部会(第1部会)

(2) 羽村市の近世を担当する部会(第2部会)

(3) 羽村市の近代・現代及び戦後における地方自治の変遷等を担当する部会(第3部会)

(4) 羽村市の地形・地勢・気候・動植物相等を担当する部会(第4部会)

(5) 羽村市の民俗を担当する部会(第5部会)

(部会の組織)

第11条 それぞれの部会に部会長を置く。

2 部会長は、委員会委員のうち学識経験者をもって充てる。

3 部会に副部会長、部会員、市史編さん主任調査員及び市史編さん調査員(以下「部会員等」という。)を置くことができる。

4 部会員等は、羽村市の歴史と文化に見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(謝礼)

第12条 市長は、委員、顧問及び部会員等に対して予算の範囲内において謝礼を支払う。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、市史編さんに関する事務を所管する部署において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月16日から施行する。

羽村市史編さん委員会第2期委員等名簿

任期：平成28年10月1日～平成30年9月30日

区 分	氏 名	備 考
学 識 経 験 者	深 澤 靖 幸	第1部会長 府中市郷土の森博物館学芸係長 再任
	白 井 哲 哉	第2部会長 筑波大学教授 再任
	浜 田 弘 明	第3部会長 桜美林大学教授 再任
	白 井 正 明	第4部会長 首都大学東京准教授 再任
	菊 池 健 策	第5部会長 元文化庁主任文化財調査官 再任
羽村市教育委員会	島 田 哲 一 郎	教育委員会委員 再任
羽村市文化財保護審議会	白 井 裕 泰	文化財保護審議会会長 再任
羽村市農業委員会	宮 川 修	農業委員会会長 再任
羽村市商工会	増 田 一 仁	商工会会長 再任
羽村市町内会連合会	和 田 豊	町内会連合会会長 再任
顧 問	櫻 沢 一 昭	元羽村市文化財保護審議会会長

羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準

平成17年2月22日羽企広発第12870号

(目的)

第1 この基準は、羽村市情報公開条例（平成15年条例第23号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、審議会等の会議録の作成及び公表等について、必要な事項を定め、もって市政情報の公開を図り、市政への市民参画の推進に資することを目的とする。

(会議録の作成等)

第2 羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針（以下「指針」という。）第2に規定する審議会等（以下「審議会等」という。）の会議を開催したときは、その会議の内容を記録するものとする。

2 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載し、会議終了後速やかに調製するものとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 出席者及び欠席者の氏名
- (4) 会議に付した案件
- (5) 会議の内容
- (6) その他当該会議において必要と認めた事項

(会議内容の記録方法等)

第3 第2第2項(5)に規定する会議の内容についての記録方法は、あらかじめ審議会等の長が当該会議に諮り、決定するものとする。

(会議録の様式)

第4 会議録は、別記様式に準じて作成するものとする。

(会議録の公表等)

第5 会議録は、決裁後速やかに、審議会等を所管する課の窓口で閲覧に供するとともに、市のホームページへの掲載により公表するものとする。ただし、当該会議録の記載事項の公表等について法令若しくは条例で別段の定めがあるとき又は記載事項が条例第7条各号に規定する不開示情報に該当するときは、この限りでない。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

羽村市史編さん委員会の傍聴に関する定め

羽村市史編さん委員会

平成 26 年 10 月 3 日

(趣旨)

第 1 この定めは、羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針（平成 15 年 10 月 1 日羽企企発第 8243 号）に基づき、羽村市史編さん委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第 2 傍聴人の定員は 10 名以内とする。

2 傍聴希望者が定員を超えるときは、先着により決定する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、委員長は、会議を開催する場所の状況により、定員を変更することができる。

(傍聴の事前周知)

第 3 委員会を開催する場合は、開催日時、開催場所、傍聴者の定員その他必要な事項を広報紙及び公式サイト等を利用し、事前に市民に周知するなど市民の傍聴を得るための工夫に努めなければならない。

(傍聴の手続き)

第 4 傍聴人は、会議の当日、所定の場所において、委員会傍聴申込書に自己の住所、氏名及び連絡先を記入しなければならない。

(傍聴人の入場)

第 5 傍聴人は、指定された場所に着席しなければならない。

(会議場への入場禁止)

第 6 次の各号の一に該当する者は、会議場に入ることができない。

(1) 人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

(4) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴することができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の順守事項)

第 7 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 委員の発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 静粛を旨とし、談論、高笑等、会議の進行に影響のある言動をしないこと。

(3) 会議の妨害となる行為をしないこと。

(4) 傍聴により知り得た情報により、委員会若しくは特定委員を中傷するような行為又は類する行為を行わないこと。

(5) 傍聴席において写真、映像等の撮影又は録音をしないこと。

- (6) 会議中にみだりに席を離れないこと。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) 帽子、腕章、鉢巻き等を着用しないこと。
- (9) 携帯機器等の無線機器を使用しないこと。

(傍聴人の退場)

第8 委員長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(会議の非公開)

第9 委員長は、委員会の決定により、その日の会議の全部または一部を非公開とすることができる。

(委任)

第10 この定めによるもののほか、委員会の傍聴等に関し必要な事項は、会議で決定する。

付 則

この定めは、平成26年10月 3日から施行する。

平成28年度上半期事業実績及び下半期事業計画

資料4

第1部会		27年度	28年度												29年度	
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
縄文班	発掘調査資料整理	目録化・出土状況の再分析						原資料の確認						写真撮影		
	進ちよく状況	⇒ 目録化終了、土器接合情報データ入力														
	出土遺物台帳の再入力					委託手続	データ入力委託				データの活用					
	進ちよく状況	⇒ 単価契約 8/5発注～12/22納品予定														
	遺構図のデジタルトレース	[進捗]														
進ちよく状況	⇒ 継続中															
土器のデジタルトレース									[進捗]							
進ちよく状況	⇒ 継続中															
中世班	中世石造供養塔の実測	所在確認・実測・拓本採り						資料整理・トレース等								
	進ちよく状況	⇒ 65点の調査終了 未調査資料について継続中														
	中世文献史料の整理分析	所在確認・資料閲覧・写真撮影						補足調査・資料整理・筆耕・翻刻等								
	進ちよく状況	⇒ 「三田氏」「北条氏」「杣保」中心に102点の調査終了														
	阿蘇神社所蔵資料の再整理	未着手						資料確認・実測・写真撮影・目録作成等								
	進ちよく状況	⇒ 阿蘇神社との調整・調査工程の検討														
縄文時代以外考古資料再整理	未着手						鍛冶遺跡・吉祥寺跡出土遺物等の実測・写真撮影・目録作成等						資料整理			
進ちよく状況	⇒ 調査工程の検討															
資料編執筆準備									内容確認・掲載資料選定				原稿執筆			
進ちよく状況	⇒															

第2部会		27年度	28年度												29年度	
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
史料調査関連	市内旧家史料調査	史料調査・整理作業(資料目録作成および撮影作業)														
	進ちよく状況	⇒ 旧村3ヶ村(羽村・五ノ神村・川崎村)の全容調査。羽村(坂本家)・五ノ神村(渡辺家)・川崎村(新井家)を作業中。終了後他家の調査を行う。														
	市内寺院関係史料調査	事前準備						史料調査・整理作業(史料目録作成及び撮影作業)								
	進ちよく状況	⇒ 現況把握・調査地の選定。														
史料調査関連	市外関係資料調査	関係資料の閲覧・撮影、データ整理														
	進ちよく状況	⇒ 各部会員を作業の主とし閲覧・撮影作業を行う。														
史料調査関連	郷土博物館収蔵資料調査	資料閲覧・筆耕作業														
	進ちよく状況	⇒ マイクロフィルムの複写・史料の撮影を行い、史料内容の精査を行う。														
執筆作業関連	資料編執筆準備	資料の確認・選定														
	進ちよく状況	⇒ 市内外にある羽村に関する資料を収集、資料編・本編で掲載・使用することを念頭に内容を検討。														
	部会打合せ	第1回					第2回								第3回	
	進ちよく状況	⇒ 各部会員の作業内容の共有、各調査に関する方針決定(第3回は2月～3月中に開催)。														

第3部会		27年度	28年度											29年度		
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
『写真図録編』 関連作業	新聞記事データ化	データ・目録化(読売新聞)						データ・目録化(西多摩新聞)						原稿執筆		
	進ちよく状況	⇒ 調査員が実施(読売新聞データ及び目録化ほぼ終了・西多摩新聞作業継続中)														
	刊行物資料データ化	データ・目録化														原稿執筆
	進ちよく状況	⇒ 調査員が実施(『広報はむら』データ及び目録化継続中)														
広報課所蔵資料	データ・目録化(ネガ)							データ・目録化(リバーサル)						原稿執筆		
	進ちよく状況	⇒ ネガはデータ化・目録化作業終了、リバーサル及び紙焼きはデータ化・目録化継続中														
郷土博物館所蔵写真調査	データ・目録化															原稿執筆
	進ちよく状況	⇒ 調査員が郷土博物館所蔵古アルバム約20冊+市民所蔵写真1,000コマのデータ・目録化作業継続中、年度末までに終了予定														
『資料編』 『本編』 関連作業	市内資料調査	画像化・目録化(新坂本家文書<仮>、雨倉家文書)											翻刻			
	進ちよく状況	⇒ 坂本家は画像化・目録化終了、川崎(雨倉家)は10月末に画像化・目録化終了予定														
	公文書調査	資料の選定・閲覧														翻刻
	進ちよく状況	⇒ 随時実施(マイクロフィルム閲覧)、周辺自治体公文書(旧小曾木村役場文書)、東京都立公文書館所蔵資料調査を実施														
郷土博物館所蔵資料調査	画像化・目録化															翻刻
	進ちよく状況	⇒ 青年会(団)・婦人会(婦人学級)は画像化終了、目録化継続中。西多摩小学校関係資料はデータ目録化作業継続中														
横田基地関連資料調査	画像化・目録化															翻刻
	進ちよく状況	⇒ 国立国会図書館憲政資料室等にて調査中														

第4部会		27年度	28年度											29年度			
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4		
地形地質班	市内地形等調査		武蔵野台地									多摩川右岸の上総層群相当層の調査					
	進ちよく状況	⇒ 4・5月に武蔵野台地完了。4月に多摩川右岸(羽村市内)の礫層調査完了。8-10月に東小付近の工事現場の礫層調査予定。															
	市外地形等調査	千葉地域			立川断層付近									周辺市域の上総層群			
	進ちよく状況	⇒ 千葉地域の上総層群(27年3月)・立川断層付近(6・7月)の調査終了。10月以降周辺の市の上総層群の調査予定。															
資料・データ整理																	
	進ちよく状況	⇒ 資料・データ整理は実施中。															
生態班	植生調査																
	進ちよく状況	⇒ 植生調査(緑地・公園)は6月実施、多摩川でのカワラノギクの観察は適宜実施中。															
	鳥類調査																
	昆虫調査																
	進ちよく状況	⇒ 鳥類調査は適宜実施中、昆虫調査(バッタ類)は9月上旬実施予定。															
	年輪調査																
進ちよく状況	⇒ 適宜実施中。																
屋敷林調査																	
	進ちよく状況	⇒ 現地調査は冬季実施予定。															
気候班	市内気温気象観測調査																
	進ちよく状況	⇒ 6・9月定点観測のデータ回収実施。5・7月の移動観測実施。															
データ解析作業																	
	進ちよく状況	⇒ 適宜実施中。															
全班	文献調査																
	進ちよく状況	⇒ 適宜実施中。															

(※)…気温観測の定点は、羽村西小学校、松林小学校、小作台小学校の3か所です。

第5部会	27年度	28年度												29年度
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
聞き取り調査(本調査)	個別調査(随時)													
進ちよく状況	⇒ 8月8日～8月10日:集中聞き取り調査実施													
聞き取り調査(予備調査)	調査未実施地域での調査方法の検討										調査実施			
進ちよく状況	⇒ 青梅線以東地域での調査方法の検討													
市内民俗関係資料調査	原資料の確認・写真撮影・目録化(随時)													
進ちよく状況	⇒ 5月に阿部家蚕室調査・小作本町会館膳椀倉資料調査を実施													
郷土博物館収蔵資料調査											活用方法の検討			
進ちよく状況	⇒ 郷土博物館所蔵民具の確認実施、国・都指定民具目録データの確認中													
その他の調査	適宜													
進ちよく状況	⇒ 予備調査等で明らかになった史料の調査・分析、各町内会所有の記念誌等の資料提供													

『羽村市史』資料編刊行スケジュール

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
① 原始・古代編		○		
② 中世編	○			
③ 近世編		○		
④ 近現代写真図録編	○			
⑤ 近現代資料編			○	
⑥ 自然編		○		
⑦ 民俗編			○	
⑧ 社寺・文化財・人物編(仮)				○

『羽村市史』資料編刊行スケジュール(平成29年度)

刊行予定資料編:「近現代図録編(仮)」(第3部会)・「中世編(仮)」(第1部会)

工 程	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
資料選定	4/1			7/31								
原稿執筆		5/1				9/30						
編集					8/1				12/28			
原稿校正							10/1			1/31		
契約手続き									12/20	1/31		
入稿										☆		
印刷製本(含校正)											2/1	3/20
納品												☆
検査												
市史編さん委員会							原稿配布 ◎	← 原稿確認 →	◎	意見集約		最終決定 ◎
市史編さん本部							◎	原稿配布			◎	最終稿決定 ◎

『羽村市史資料編』体裁案

	事務局案	市史編さん委員会意見	備考
タイトル	『羽村市史 資料編 中世』		
体裁	A4判 縦書き		
印刷	表紙・写真・図版:カラー／本文:モノクロ		
製本	糸かがり綴じ並製本 くるみ表紙(小口折り) 函なし		
部数	1,000部		

	事務局案	市史編さん委員会意見	備考
タイトル	『羽村市史 資料編 近現代図録』		
体裁	A4判 横書き		
印刷	カラー(本文文字のみモノクロ)		
製本	糸かがり綴じ並製本 くるみ表紙(小口折り) 函なし		
部数	1,000部		